

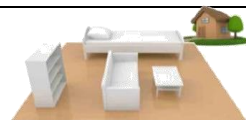
令和 7 年度「長崎市定住促進空き家活用補助金」

長崎市では、空き家を有効活用し移住や地域コミュニティの促進を図るため、市内にある一戸建て空き家住宅の改修工事等を行う方に対し、次の支援を行います。（予算上限に達した場合は受付を終了します。）



移住支援空き家リフォーム補助金

申請できる方 (補助対象者)	■ 空き家を購入又は賃借し市外から市内に転入する方 (市内に転入して1年以上の方を含む) ■ 空き家の所有者(法人等を除く)で「空き家・空き地情報バンク」に登録済の方
補助対象の 主な条件	■ 補助申請の日の1年以上前から引き続き居住していない空き家の改修工事(電気、ガス又は水道のいずれかが1年以上使用休止している事が証明できる空き家) ■ 市内に本社がある法人又は市内に住所がある個人の施工業者が施工し、対象となる改修工事費(税抜)の合計が20万円以上である事 ※ 外構工事や器具設置等の補助対象とならない工事もあります。 ※ 補助金の交付決定前に工事着手した場合は補助対象となりません。
補助金額	■ 補助対象経費の2分の1(税抜き、千円未満切り捨て)を補助 ■ 補助金は50万円を限度とする



空き家家財処分費補助金

申請できる方 (補助対象者)	■ 空き家の所有者(法人等を除く)で「空き家・空き地情報バンク」に登録済の方
補助対象の 主な条件	■ 補助申請の日の1年以上前から引き続き居住していない空き家の家財処分(電気、ガス又は水道のいずれかが1年以上使用休止している事が証明できる空き家) ■ 家財処分費用(空き家内に収容している家具、衣類、食器、家電等の一般廃棄物処理費用等)及び、処分後の住宅部分の清掃 ■ 市内に本社がある一般廃棄物収集運搬事業者又は自ら処分される方 ※ 家電リサイクル費用は補助対象となりません。 ※ 補助金の交付決定前に事業着手した場合は補助対象となりません。 ※ 対象空き家を補助金交付の日から1年間は、「空き家・空き地情報バンク」に継続して登録することが条件です。 ※ 事業完了後に別途、(1)のバンクに登録済みの空き家を所有する方は移住支援空き家リフォーム補助の申請もできます。
補助金額	■ 補助対象経費の2分の1(税抜き、千円未満切り捨て)を補助。 ■ 補助金は10万円を限度とする。



特定目的活用支援空き家リフォーム補助金

申請できる方 (補助対象者)	■ 特定目的活用支援補助対象空き家を購入又は賃借した方 ■ 特定目的活用を行う所有者
補助対象の 主な条件	「移住支援空き家リフォーム補助金」に加え以下の条件をすべて満たすこと。 ■ 特定目的活用のために許認可等を得ており、耐震性を有す空き家 ■ 交付から 10 年間は特定目的活用のために空き家を活用 ※ 特定目的活用とは、空き家の用途を滞在・交流施設及び地域生活施設等として変更することを言います。 ※ 本補助の完了までに耐震改修を実施した場合は対象となります。
補助金額	■ 補助対象経費の 2 分の 1 (税抜き、千円未満切り捨て) を補助。 ■ 補助金は 150 万円を限度とする。 ※ 別途、耐震改修費用は上乗せします。(70 万円限度)

※次年度以降の受付となります。利用を検討されている方は事前にご相談ください。

その他の要件

共通条件	■ 工事(事業)完了、代金の支払いのいずれか遅い日から 30 日以内、又は令和 8 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに、完了実績報告書の提出を行うこと ■ 過去 10 年度の間に長崎市のリフォーム補助を受けた住宅ではないこと
------	---

申請書類と提出期限

申請書類	■ 長崎市住宅政策室及び、各地域センター窓口等で配布。 ■ 市ホームページからも、ダウンロードすることができます。
申請書提出	■ 受付場所 長崎市住宅政策室 ※地域センター等では詳細の説明及び申請受付は出来ません。 ■ 受付時間 9:00~17:00
申請書 提出期限	■ 受付期間：令和 8 年 1 月 30 日(金)まで ※ただし、<u>予算が無くなり次第終了</u>となります。

問い合わせ

《補助金に関すること》 長崎市 住宅政策室 〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号長崎市役所 18 階 TEL:095-829-1189
《「空き家・空き地情報バンク」に関すること》 長崎市 建築指導課 〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号長崎市役所 18 階 TEL:095-829-1174
《長崎市への移住に関する相談》 ながさき移住ウェルカムプラザ 〒850-0057 長崎市大黒町 1 4 番 5 号 ホテルニュー長崎 1 階 TEL:0120-301-801